

「藤巻の“さと”を育む会」からの報告とお願い 事務局長 池田章一郎

【今回は「喫緊課題対応に特別会計残金を利用する総会議案」承認を受けその具体的な進め方についての説明と提案に限定します】

喫緊課題対応の意味 喫緊課題の対応を誤ると一体としての「藤巻町」は消滅する。

●なぜ、喫緊の課題への対応を、藤巻町全体の問題と捉えなければならないか。

藤巻町の将来像を「藤巻の“さと”構想」では、

「風致地区であり続け、自然豊かな低層戸建て住宅地」「静かな住環境」の“まち”しかしこれは建前で内心「風致地区はやめ、高層住宅や区画が整った市街地」を望んでいる住民も多いかもしれない。

しかし名古屋市の誘導区域等の整理では「藤巻の“さと”構想」のような方向を示しており、多数住民の意向にも沿っていると考えられる。

- ・ 上記の前提で考えると、樹林区域（借地対応区域）およびそれに隣接した区域が安定した形で住宅があり続けないと、きわめて寂しい単に地価が安いから住み着いたといった貧相な郊外住宅地とならざるを得ない。
- ・ 藤巻に最近家を建て移ってこられた方、これから藤巻に住もうと思われる方はおそらく「東山公園の奥座敷」的なイメージの“まち”の姿が長く続くことを期待しておられると考えられる。
- ・ 新しい住宅は、基本的に「都市計画公園削除検討区域」に集中（一部借地対応区域に隣接している区域も見受けられるが）しているが、借地対応区域内および隣接した「住環境の極端に悪い区域」の住宅から住民がいなくなり、無人で財政難の名古屋市が公園整備もしないままの、荒廃した樹林区域がすぐ近くに存在することは歓迎できないだろう。
- ・ こうした借地対応区域を中心とした住環境困難区域内の「通行路」は、生活必需品の運搬車やごみ収集車も苦労しながら利用しているその区域に住む方々の生活路であるが、それだけでなく、他区域の藤巻町民も高針荒田や天白区への「通行路」や散歩路として利用している。町外から散歩やサイクリングに訪れる方も多く見受けられる。要するに、この「通行路」はそこに面している住宅（密集はしていないが）に住む人のみでなく藤巻町全体で管理・維持すべき「通行路」である。
- ・ 過去の藤巻町民は、藤巻町を一体のものにとらえ高速道路問題を乗り越え、現在の「公園退去問題」についても、全体が住みよくなるための活動をしてきた。
- ・ こうした住環境困難区域の「通行路」問題・少なくとも喫緊最小限の対策に町民全員に協力していただくことを切望する。

●特に一部区域の「通行する人々が道路と思って利用している【通行路】」問題の解決には、単に「利用者・住民の努力」では済まない大きな問題が存在している。

（過去の歴史は別問題としても現実には如何に努力しても、数年内には解決できない難題がそろっている）

●最終的な解決には、公園政策、都市政策も絡む大きなプロジェクトが動き出す必要がある。10年～20年先のそのようなプロジェクトをどのようにしたら実現できるのか。それを考えている間に、この「まち」は消滅する。

将来の大きなプロジェクトを引き出すための活動を進めるためにも、当面の「喫緊課題」に対処していく必要がある。

喫緊課題対応への特別基金からの支出 当面の進め方

●「通行路」に関わる大きな問題

複雑な所有権 長年にわたる住民・地権者・行政3者間の思惑の違い ねじれ行政の管轄 公園の将来像と深く絡んでいるが、行政も財政難で将来を見通せない。多くの「通行路」は名古屋市の「私道整備要綱」の適用も適わない「通行路」である。一方では「通行路」整備により 町外（下流の高針荒田等）への悪影響を懸念する町外からの苦情も予想され、個人対応は極めて難しい。

- ・これらのうち調査の進んでいる項目を別紙一覧表で紹介する。

通行路の「単に道普請をするだけ」では済まない事情を下記に概説する。

14・15組の私道 の地権者 との関係

公園予定地・借地対応予定地 の捉え方 行政内部でも整理がついていない。建築基準法のみなし道路にもなっていない「通行路」の存在

13組・新池付近・（一部の9, 10, 11, 12組）の「通行路」

地権者との対応は、通行路区分け数・地権者の多さ その各々対応の違い
通行権等の確保目的に共有化が進んでいることによる問題複雑化
新池に対する地権者と行政の対応・考えの差異

3組問題 自治会として地権者等との接触がなく情報収集が遅れている。

（これらについてはp4～p6で説明します）

●少なくとも数年内の危険・崩壊をさけるために

住民や通行人がとにかく一応歩行および自転車で通過できる程度にはしたい。
近隣・下流区域から大きな苦情が起こることがないように考える必要もある。

① 今 各区域住民がとりくんでいること、の情報収集作業をただちに進める。

- ・ 下記3点を6月組長会までに一通り行い結果を組長会に報告し討議を行う
 - i 必要な支援についての事務局と関係者（区域住民・関係する権利者等）による協議
 - ii 同時に今後行政にお願いすべきことを整理、一通りまとめる。
公有地・行政の権利の及ぶ範囲で現在できることと最小限やってもらうこと
同時に、将来行政と住民が目指して取り組んでいく内容を掘り起こし
 - iii そのなかで自治会として、直ちに実施、支援すべき（できる）内容を拾い出す。
- ・ 自治会執行部が現在までに掌握し、極めて問題（又は時間をかけても解決する必要がある問題）と認識している事項は別紙一覧表に概要を記述している。
ここに漏れている課題については早急に自治会役員（会長・副会長・会計・会計監査）に知らせてほしい。（5月末までに入手できれば6月以降の作業に取り入れることも可能）

② 6月組長会で報告・意見交換の上、

「藤巻のさとを育む会」ワークショップ（喫緊課題箇所めぐり）を開催

- ・ 名古屋市の「まちづくり企画課」に支援を依頼し、藤森幹人氏のアドバイザー派遣を求め、名大・高取先生らにも参加していただき一緒に巡って考えてもらう。
- ・ ワークショップの趣旨は、個々の問題箇所とその対応というよりも、藤巻の将来構想を実現するために、どのように各々の問題箇所に向き合うべきかという観点を

重視する。

・ワークショップの結果を踏まえて関係者で、凡その特別会計支出による喫緊事案への対応（1回目で支出する項目・内容）を議論する

（その場しのぎの対応のみではなく、様々なスパンのより長期的な展望も話し合うことが必要。それらの考えられる諸方策・選択肢のいくつかは6月組長会の議題とする）

・並行して不在地権者と接触を図り、その対応に応じて問題の起こらない方策を考える。

③ 7月組長会で第1次支出内容を提示・承認を求める。

● 同時に考えておくこと

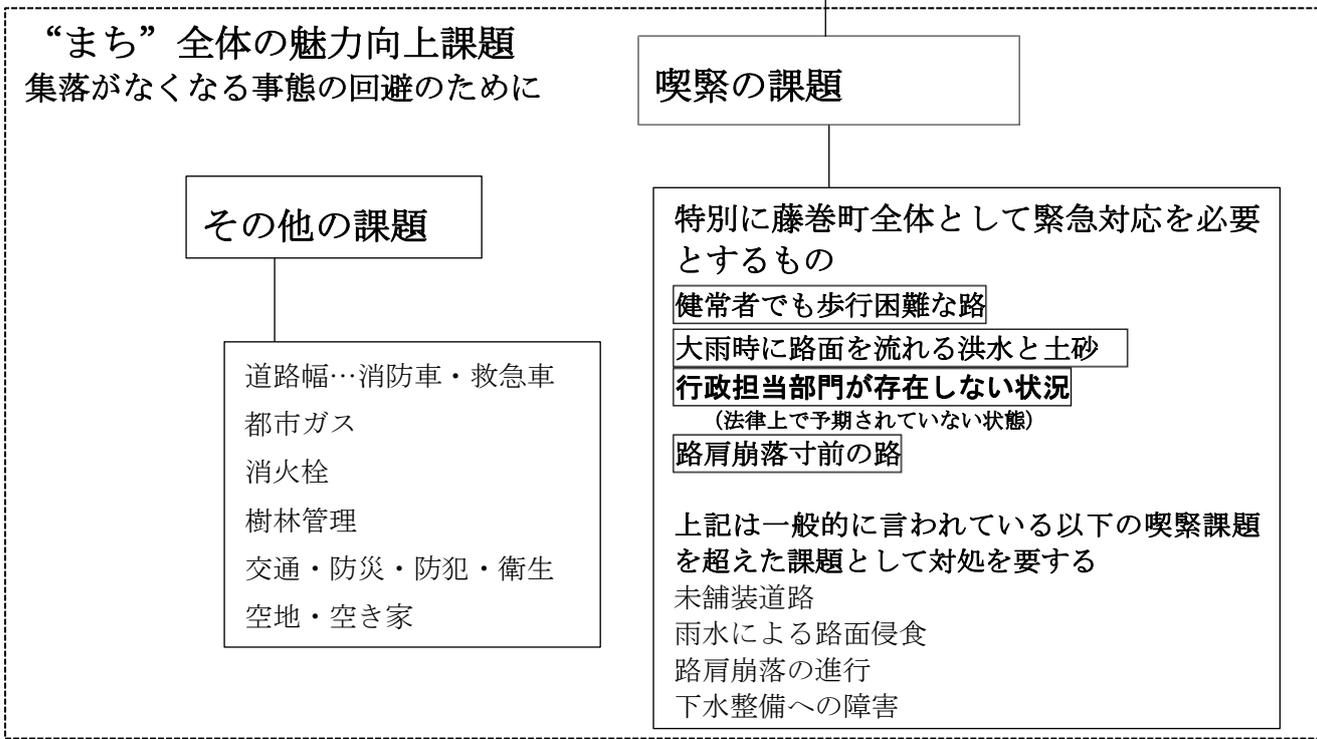
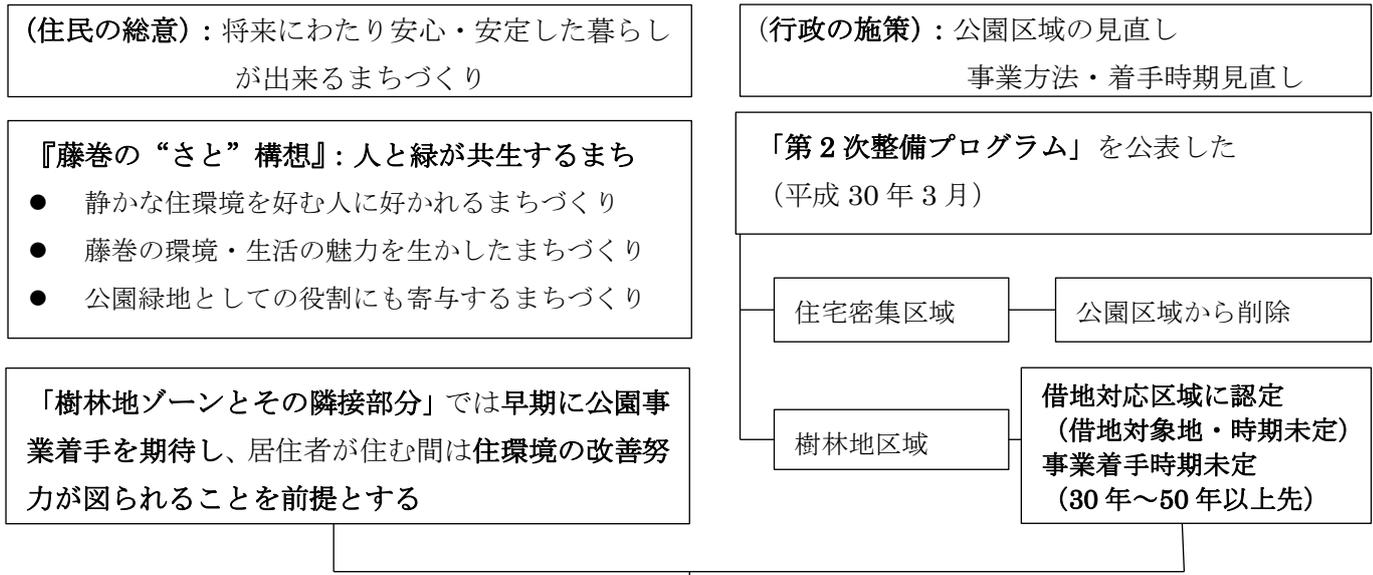
ある程度恒久的な最低限のインフラ整備を早期に進めるためには（将来の長期展望とは切り離して考える）名古屋市に、藤巻区域の早期オアシスの森事業による簡易公園整備を進めてもらう方策が最も現実的である。

そのため、行政に早期に「オアシスの森事業」を藤巻地区で行ってもらうような働きかけも並行して行う必要がある。

その機運づくりに、例えば「緑のパートナーシップ協議会」の眞弓浩二事務局長を藤巻町に招いて「芝刈り体験」「木こり体験」を開く等も行い「オアシスの森事業」実現に向けての機運を盛り上げたい。

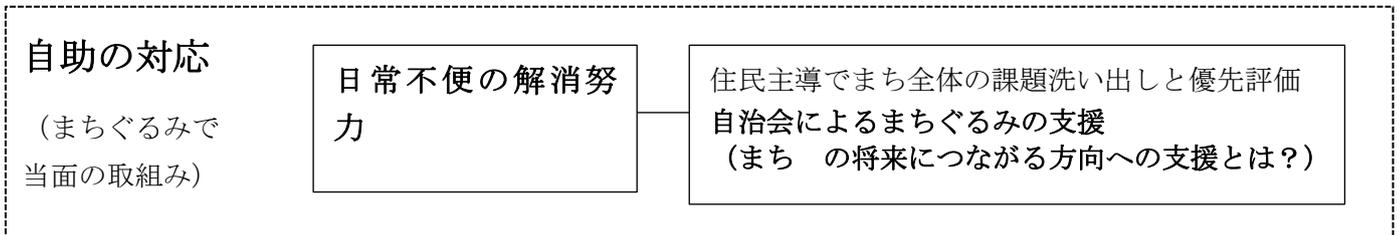
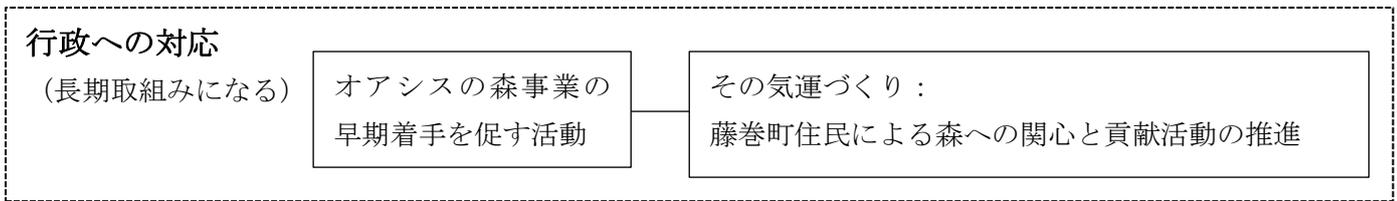
【「喫緊の課題への住民の取り組みに理解を求める事」と同時に「行政でも実行可能なこと等、藤巻町のワークショップのなかでまとめる事項の申し入れ】にあわせ、少なくとも【「公園事業着手済区域」の早期整備完了 と オアシス事業の早期開始】で、市関係者と意見交換を7月～8月頃に行うように努めたい。

喫緊の課題対応の意味



解決に向かっての取組み

「オアシスの森事業」以外の方策も模索するが、現在見つからない。



喫緊対応事項として、調査・整理・検討を重ねてきた項目と概要の一覧

	関係組	主な問題内容	関係地権者	解決への障害	当面对策	将来方向
①	8 14 15 組	凸凹の路 △ 大雨時の水流・洪水（住民自主対応） 路肩のササ・雑草（市有地も含め行政関与せず）	面する住宅の住民 市十不在地主（協力可能性はないとは言えない）	住宅に付随する路としての扱い みなし道路ではない山林扱い	行政を説得 みなし道路と認定の上、私道整備を行政に願う（妙案募集中）	オアシスの森事業で公園道路としての整備。（前提として①の区域を借地対応区域へ変更を）
②	14 15					
③	11, 12, 13	路面の陥没 △	不在地主（管理組合・利用料）	個々の要望レベル差 合意形成	管理組合対応	地権者（不在・市も含めて）が集合して地区計画等でプロジェクトを計画 事業化
④	9, 10, 11	路面の陥没 △ マンホール段差	不在地主十利用住民の共有	多数の共有地主 合意形成困難	管理組合の復活の可能性？	
⑤	9, 13	凸凹の路 ✖ 下水管上のみ舗装	不在地主十下水管使用住民共有	地主の協力困難 複雑な権利関係	緊急対策 合意形成急ぐ	隣接の借地対応区域でオアシスの森事業での簡易公園整備を進めるなかで周辺の路整備を考える。 又は上部③④と一緒に高級住宅地プロジェクト事業を進める
⑥	13	凸凹の路 溝のえぐれ	不在地主	地主の協力困難	⑤に準ずる	
⑦	13	溝の大きな陥没 小川的狀況 ✖	不在地主	地主協力の可能性あり 住民合意？	緊急対策 合意形成急ぐ	
⑧	13	路肩の新池への崩落 ✖ 路肩のササ、雑草 凸凹の路	不在地主（通行路） 新池地主	通行路地主の協力は見込み無 新池地主にのみでも協力を得る	緊急対策 新池地主と何らかの合意	
⑨	14 15	大雨時のあふれる水の流れ ✖ 凸凹の路 ✖	不在地主	地主の協力困難 下流の荒田への水流についての苦情が予想される。	緊急対策 同時に樹林地帯への雨水誘導策を市と相談	オアシスの森事業に関連するものとして、公園整備のなかで解決を探る
⑩						
⑪						
⑫						
⑬						
⑭	3	凸凹の路 雑然とした資材置場	自治会執行部として十分な情報を把握していない。 今後調査の予定			

*注

・ここで将来方向は現在までに藤巻区域をめぐる検討会で話題になったもののみである。多分これから検討すれば、別の方向も考えられるだろう。

・藤巻町各区域には、消防車・救急車通行のための道幅 車の通行に支障のある曲がり路 舗装問題 さらには 下水問題 といった通常の都会生活のなかでのインフラ不備とされる問題は一杯あると思われる。今回の喫緊対策必要区域の一覧表にはそうした問題は含まれていない。

歩行、自転車通行も困難で、「通行路」「生活必需品を運ぶ路」としての利用が極めて困難な箇所をまとめたものである。

